



GES NewsFlash

インドネシア

税理士法人トーマツ

2015年6月

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

外国人雇用に関する制度変更:労働移住大臣規程 2015年第16号

(1) 背景

インドネシアの労働省はインドネシアの外国人雇用のための一般的な手続・要求事項に関して新しく外国人利用手順に関する労働移住大臣規程 2015年第16号を発行した。これにより旧2013年第12号は廃止される。新しい規定では旧規程で定められていなかった雇用許可(work permit)を必要とする活動範囲の詳細なリストを定めている。さらに、外国人1人に対するインドネシア人の雇用義務についても正式に労働省により規定されている。

(2) 変更内容

変更概要は次のとおりである。

NO	内容	2013年第12号	2015年第16号
1.	外国人労働者に対するインドネシア人労働者の比率	労働省では特に規定されていない	外国人労働者1人につき最低でも10人のインドネシア人労働者を雇用しなければならない。 上記要求事項は以下の職務や状況では適用されない。 <ul style="list-style-type: none">取締役、コミサリス¹緊急かつ差し迫った業務一時的業務に従事する外国人労働者

¹ コミサリスとは、会社の経営を監督し取締役会に対して助言を行う機関であるコミサリス会の構成員であり、日本の監査役に類似した性格を有する。

NO	内容	2013 年第 12 号	2015 年第 16 号
			<p>補足:</p> <p>緊急かつ差し迫った業務とは早急な対応を必要とし、すぐに対処しないと会社および／または一般社会に致命的な損失を及ぼし得る業務のことである。</p>
2.	<p>一時的業務のための外国人労働者利用計画(以下「RPTKA」)</p>	<p>一時的業務のための RPTKA は次のいずれかの業務目的で与えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 一度で完了する業務 • 機械・電気の据付、アフターセールスサービス、または事業調査中の製品に関連する業務 	<p>一時的業務のための RPTKA は次のいずれかの業務目的で与えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 工業品の品質とデザインの向上に向けた産業技術の適用とイノベーションのための育成、指導、訓練の実施やインドネシア向けの海外販売協力 • 商業目的の映画製作で、権限を有する機関からの許可を取得したものの講演 • インドネシアにある拠点／支店との会議への参加 • インドネシアにある拠点の監査や調査 • 試用期間中の外国人労働者 • 一度で完了する業務 • 機械・電気の据付、アフターセールスサービス、または事業調査中の製品に関連する業務
3.	<p>外国人労働者の資格および要件</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 役職に応じた学歴を有していること • 役職に応じた資格や 5 年以上の職歴を有していること • インドネシア人に対し専門性を移転する旨の表明書を作成すること • インドネシア語でコミュニケーションが可能であること 	<ul style="list-style-type: none"> • 役職に応じた学歴を有していること • 役職に応じた資格や 5 年以上の職歴を有していること • インドネシア人に対し専門性を移転する旨の表明書を作成すること。教育研修の実施報告書も必要である • インドネシアに 6 カ月以上勤務する外国人労働者は納税者番号を有していること • インドネシアにある保険会社の保険証書 • 6 カ月を超えて勤務する外国人労働者については国家社会保障(BPJS)へ加入すること

NO	内容	2013年第12号	2015年第16号
4.	非居住取締役およびコミサリスの雇用許可(以下「IMTA」)	規定されていない	<ul style="list-style-type: none"> インドネシア非居住の取締役および／またはコミサリスはIMTAの申請をしなければならない 取締役、コミサリス、または経営者は最長2年間のIMTAが供与され更新可能である
5.	一時的業務または緊急かつ差し迫った業務に対する外国人労働者のIMTA	規定されていない	会社はまず一時的業務または緊急かつ差し迫った業務に関するRPTKAの承認を取得してから該当するIMTAの申請手続に進まなければならない。

この規定では移行期間について定められていないため、2015年6月29日の発効日より適用されていることとなる。しかしながら、労働省が各労働者への周知活動を実施してから導入されるという非公式な情報もある。

(3) デロイトのコメント

この新しい規定により、外国人労働者とインドネシア人労働者の1:10の比率があまり多くの従業員を有していない(10人未満)すべての産業および事業分野の会社・駐在員事務所に適用されるのかどうかは定かではない。

また、非居住の取締役やコミサリスのメンバーがインドネシアにおいて納税者番号を取得し所得税の対象となるかどうかについても明らかではない。

各社ともこの規定の解釈について、労働省からの周知活動を待っているところである。

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao

本件に関する問い合わせ

Deloitte Indonesia ジャカルタ事務所

ディレクター 杉本 浩二 kojisugimoto@deloitte.com

シニアマネジャー 村山 大二 damurayama@deloitte.com

シニアマネジャー 長谷川 孝明 thasegawa@deloitte.com

ニュースレター発行元

税理士法人トーマツ

東京事務所

〒100-8305

東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

新東京ビル5階

T e l: 03-6213-3800(代)

email: tax.cs@tohmatu.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax-co

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、税理士法人トーマツおよびDT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約40都市に約8,500名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約220,000名を超える人材は、“making an impact that matters”を自らの使命としています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(税理士法人トーマツを含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。